



近 税 な に わ

発行所 近畿税理士会浪速支部
 発行人 支部長 原 仁 司
 編集人 広報委員長 鈴木 義 教

〒 556-0011 大阪市浪速区難波中3-14-12
 浪速区産業会館3階
 TEL (06) 6556 - 6965
 FAX (06) 6556 - 6975



釣り大会



税金クイズ

目

次

新年のご挨拶	原 仁司 (2)
新年のご挨拶	長井 拓也 (3)
謹賀新年	支部役員一同 (3)
今年は卯年当たり年	下間 茂 (4)
	前田 卓哉 (4)
特別寄稿	
雷がくれたホールインワン!	藤原 伸彦 (5)
俳壇	(5)
支部厚生事業に参加して!	
古希を迎えて	東 精一 (6)
同好会だより	
釣り大会	準会員 新見 芳弘・新見 眞優 (7)

会員情報	(7)
青年部だより	藤本伸太郎 (8)
本会だより	榮村 聡二 (9)
区民まつりに参加して	
税金クイズ抽選会に参加して	山口 弘 (10)
新入会員ご紹介	(11)
委員会だより	(12)
税務署だより	(16)
PHOTO	(28)
編集後記	(28)



新年のご挨拶

支部長 原 仁司

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方に於かれましては、未だ長引くwithコロナの折、日々ご尽力されご健勝にて乗り越えられ、新年をお迎えになられている事とご拝察致します。

始めに、昨今のコロナの状況もオミクロン株に移行し、コロナ感染も一度は徐々に減少し始め各国でも規制緩和の兆しがある折、未だ終息には至らず再び第8波による感染拡大の懸念がある中、社会経済活動も再開しはじめたものの、コロナ下での諸般の対策が模索されつつも、今後のコロナとの付き合い方が喫緊の課題となりそうです。

又、ロシアのウクライナ侵攻による世界恐慌的な物価高や資源不足等が、全世界的な不況を引き起こし、コロナとのWショックによる影響が懸念され未だ各国の経済復興には厳しい状況が続きます。

我が国においても、岸田内閣の提唱する「成長と分配」の新しい資本主義は、大臣の不祥事も頻発する始末で、半ば実行力を発揮する間もなく円安やインフレに歯止めが利かなくなっており、このままでは我が国の経済や社会に多大な損失を及ぼし、更には人的資産も疲弊してしまうのではと危惧するばかりですが、先の見えないコロナ禍での経済回復の奇策は発動されるのでしょうか。

当支部と致しましても、withコロナの状況下で未だ支部運営並びに各種事業活動が通常通り実行出来ず、会員皆様には大変ご不便をお掛けしております。今後の支部活動の方向性と致しましては、支部主要行事や署支部懇談会始め、税に関する作文の表彰・披露や税を考える習慣等制限のある中でも、まずは開催を目指し今後も可能な限り円滑に遂行出来るよう執行部一同心掛けて参りますので、引続き尚一層深いご理解と格段のご協力・ご支援を賜ります様、改めて宜しく申し上げます。

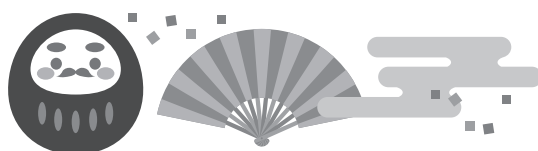
各種行事においては、租税教室では引続き小・中学校並びに専門学校等に從事戴きながら、過日11月15日には税務署と租税教室講師先生方との懇談会も開催し忌憚のない意見交換ができ、今後の更なる租税教育の推進並びに税の啓蒙活動の一環としての身近な税への取り組みへの一層の充実を図れたのではと存じております。

又、支部研修に関しても会場での開催を出来得るだけ実施する予定で、本年1月13日開催予定の支部賀詞交換会において、支部研修として浪速税務署より講師をお招きし、綱紀監察はじめ確定申告等の留意点その他を開催する予定です。

所得税の確定申告期を迎えるにあたり、今回も支部間応援はありませんが、納税協会並びに商工会議所主催による決算・申告相談(協議派遣事業)並びに支部事務局を開催会場とする所得税確定申告無料相談会(独自事業)等に付きましては、前回同様日程等予約制で十分な感染対策の下、従事をお願いする予定です。

更に、厚生事業における支部旅行並びに同好会更には青年部活動等におきましても、企画・実施し、その他各委員会においても前向きに施策して参ります。

結びにあたり、支部会員先生方並びに浪速税務署様始め関係各位様が、新年度もwithコロナを無事に乗り切れ一刻も早い新しい日常が訪れる「新世紀」の到来を切に願いながら、皆様方のご健勝・ご多幸並びにご事業のご繁栄を心より祈念致しますと共に、長年に亘り培って参りました相互の信頼関係を、今後共変わらず継承戴けますよう改めてお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせて戴きます。





新年、明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、近畿税理士会浪速支部の先生方に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は原支部長をはじめ先生方には税務行政の円滑な運営に、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の干支は、「癸卯（みずのとう）」です。癸（みずのと）は、「種子が計ることができるほどになり、春の間近でつばみが花開く直前である」と言われています。また、「卯（う）」は、「春の訪れを感じる」という意味があり、その字の形が「門が開いている様子」を連想させることから、「冬の門が開き飛び出る」と伝えられているそうです。つまり、「癸卯」は、「これまでの努力が花開き実り始める」という縁起の良い年であり、数多くの実りを期待したいものであります。

ところで、国税庁におきましては、一昨年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」を公表し、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指しています。その実現に向けて、申告・納付のデジタル化・ペーパーレス化が必要不可欠であると考えております。当署におきましても、e-Taxにつきましては、先生方による代理送信やスマホ申告を、また、キャッシュレス納付につきましては、ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング、クレジットカード納付を推進しており、各種施策や広報活動を展開しているところであります。先生方におかれましても、利用拡大に向け、これまで以上のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

一方、今年10月から開始されるインボイス制度を円滑に実施するためには、事業者の方が制度の内容を正しく理解し、制度開始に向けた事前準備を適切に進めることが重要であると考えております。そのため、当署では、説明会を開催するとともに、事業者団体に講師を派遣しているところでありますが、残念ながら登録件数は依然として低調な状況にあります。このため、先生方の関与先につきまして、早期の登録申請をご指導いただようお願い申し上げます。

まもなく令和4年分所得税等の確定申告期を迎えます。当署では、昨年に引き続き「梅田スカイビル」で市内10署による「申告書作成会場」を開設することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の実践例を踏まえ、社会的距離の確保など感染症対策を十分に講じた上で運営をいたします。

また、近畿税理士会浪速支部の独自事業である「確定申告無料相談会」や、浪速納税協会開設の申告相談会場への税理士派遣をはじめとして、確定申告期における会務運営に取り組んでいただいております。先生方の熱心な活動に対しまして心から敬意を表する次第であります。今後とも、各種事業を円滑に運営するため、より一層の協調関係を深めて参りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、近畿税理士会浪速支部の益々のご発展と、会員の先生方はもとよりご家族のご健勝並びにご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

謹賀新年 支部役員一同	支部長	原 仁 司	幹 事	谷 祐 司	幹 事	西 本 毅
	副支部長	内 海 清	同 同	野 垣 匡 伸	同 同	夫 馬 竜 司
	同	山 口 弘	同 同	金 本 昌 史	同 同	東 部 光 一
	同	藤 本 伸 太郎	同 同	檜 垣 孝 司	支部監事	磯 溝 口 隆 夫
	同	鈴 木 義 教	同 同	宮 本 幸 恵	同	榮 村 聡
	同	岩 崎 真 紀 子	同 同	伊 藤 昌 章	本会理事	
	同	猿 木 貴 博	同 同	清 水 佳 子		
	同	古 川	同 同	鳥 野		

今年は卯年当たり年



六回目の年男が “精神力”を鍛える 下間 茂

六回目の当たり年には特に何の感慨もありませんが、年明け早々に年寄りの繰り言と承知の上で申し上げます。

去年は暗い（哀しい）ニュースが世の中を席捲しました。ロシアのウクライナ侵攻、コロナ感染拡大、安倍元首相銃撃事件、旧統一教会問題等々次から次へと歴大な情報発信がされました。それらの情報を皆さんはどのように受け止められたでしょう。

私たちが日頃接する情報は、マスメディア、SNS等が発するものが大半だと思われませんが、その情報には本当もウソもあります。また事実か事実でないか、ということもあるでしょう。

情報は所詮情報であり、本当のこと、真実というのは外から与えられるものではないのではないのか。ではどうすれば良いか。それは自らの頭で考え抜くこと（＝精神を鍛える）ではないか。

卯年2023年は明るい、嬉しいニュースであふれんことを願いながら“精神力”を鍛える1年にしたいと思う。

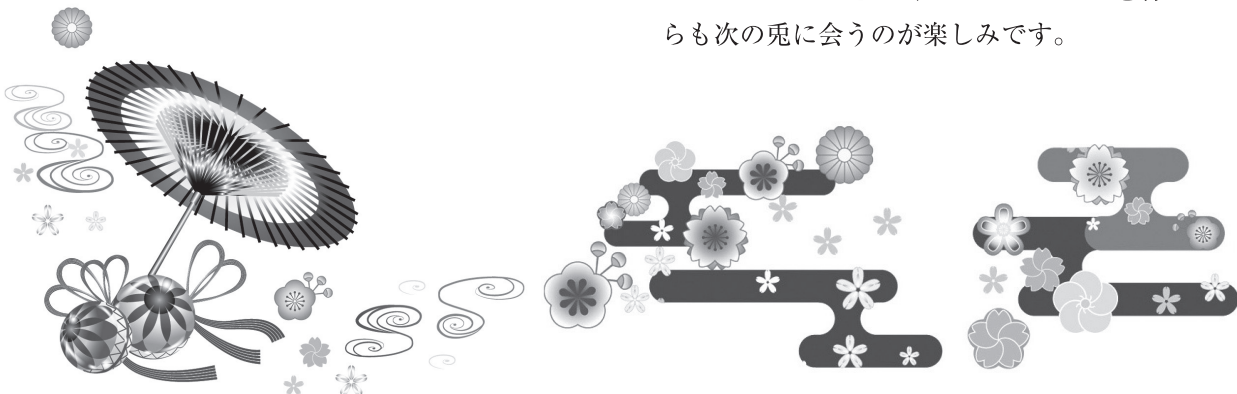


当たり年を迎えて 前田 卓哉

新年明けましておめでとうございます。

原稿のご依頼を頂くまで年男であることをすっかり忘れていました。12年前を思い返すとちょうど税理士試験の勉強を始めた頃で、必死で学校に通っていました。同世代が充実した日々を送っているのを横目に、暗い気持ちになることも多かったなと記憶がよみがえります。今では無事希望を叶えることができ、充実した日々を送ることができているので、当時の自分に「そんなに暗くならないで」と言ってあげたいです。それから、2021年は健康診断で初めてひっかかってしまったので、12年後の自分になるべく健康な身体を残せるよう、生活習慣に気をつけて過ごしていかなければと思う今日この頃です。

もう一つ思うことは、12年前といえばスマホデビューの頃です。今では仕事もスマホで済ますことが増えプライベートと仕事の境目が曖昧になってしまいました。12年後はどうなっているのでしょうか。Starlinkの衛星通信サービスも始まりましたが、山の中からもe-Tax出来る世界を想像するとオフラインが恋しくなるな、なんて想像しながらも次の兎に会うのが楽しみです。



特 別 寄 稿



雷がくれた ホールインワン！

藤原 伸彦

万壽ゴルフクラブ：＃16・156yd・使用クラブU6・オナー

天気：雷ゴロリ・冷たい風・雨ザァー来そう・PM2時50分

雷怖い、早よ打たな、ピン右から軽いドローで狙う、~~~~、

ガチャーン！ 入ったんちゃうか・入ったで〜・ホールインワンや・ええー・ほんまに一。

見事に直接、カップ端を削って、黄色のマイボールが残っていました。

ダイレクトにカップイン、これが本物のホールインワン、This is hole in oneです。

たぶん27歳ぐらいにゴルフを始めて、40年経ちました。3年前に、もう入ることはない保険を解約しました。なのに、、、、。

支部ゴルフ大会・浪一会第404回（R4・9月1日）16名参加。ホールインワン証明書。キャディーさんにチップ。名誉の挨拶。バタバタ。

この日は、他の予定が突然コロナキャンセルになり、前日に中谷幹事をお願いすると、1枠キャンセルで空いていると。なんと、人生面白い。持ッテマシタ。でも帰り道には気を憑けました。

それから、記念品の選定・発注。ゴルフ仲間にも自慢、浮世話の対応、保険がないので資金繰りも。ホールインワンは忙しい。疲れる。

翌日には、西本先生制作の表彰式ライブがLINEで流れてきて感無量でした。ベリーサンキュー西本先生。

最後になりましたが浪一会の皆様、なかでも同組の檜垣・中野・

溝口各先生には、大変なハプニングにお付き合い戴き誠に有難うございました。当日優勝者の東先生、主役を奪ってごめんなさい。辻本友明先生、所用で欠席いただき感謝に堪えません。

ホールインワン達成証明書	
氏 名	藤原 伸彦
自宅住所	大阪市浪速区難波中3-5-7
達成者	昭和30年2月19日
生年月日	男・女
年齢	歳・分
会員	会 員・(23)
勤務先	(電話)
達成日時	2022年9月1日(木曜日) AM.02時50分
達成ホール	インコース 16番ホール / 距離(156 ヤード)
使用クラブ	6番(Wダ・アイアン・450g)
使用ボール	キヤスコ(イエロー・KIRABODY)
同 伴 者	(氏名) 檜垣 典仁・溝口 隆大・中野 孝治
同 伴 ヴァデ	(氏名) 泉 節子

上記のとおりホールインワンを達成したことを証明します。

2022年9月1日
(ゴルフ場名)
奈良県山辺郡山添村切畑144
万壽ゴルフクラブ

(支配人) 菅 本 賢 吾

俳 壇

快 哉

神棚に小さきぐい呑み雑煮膳
極月の惜敗なれどブラボー！

岡 正

絶唱のロックンロール文化の日
回想のはたと止まりて温め酒

辻本 友明

初詣階段さけて脇道へ
年玉が段々負担と成りしかな

篠田 格

齢なれ届く賀状のちと減りし
わが白髪ややもよろしき初鏡

檜垣 典仁

木枯しや一杯どうだと招き猫
去年今年経た歳数え酒を酌む

岩橋 一好

伊勢海老の髭は目出度き邪魔となり
山茶花の散りゆくそばに人を待つ

大野 裕康

支部厚生事業に参加して!



古希を迎えて

東 精 一

令和4年度浪速支部ゴルフコンペ(「浪一会」共催)が9月1日(木)万壽ゴルフクラブに於いて開催されました。

久しぶりに16名の会員が参加する大会となりましたが、あいにく朝から雨模様、遠くで稲光もするなど、不安なコンディションでのスタートとなりました。

案の定最初のホールから4パットのトリプルを叩いて意気消沈、半ば諦めムードでプレーしたため集中力を欠き、その後も3パット・4パットを連発するなど、パターがイマイチでしたが、幸運にもハンディキャップに恵まれ、古希になって初めてのゴルフコンペで優勝することができ、光栄に思っています。

しかしながら、当日の主役は私ではありませんでした。

なんと、16番・池越えの超難関ショートホールで、

藤原先生がホールインワンを達成したからです。

浪一会の永い歴史の中でも、ホールインワンは初めての偉業だそうで、表彰式では大いに盛り上がり、当日の主役は、完全に藤原先生になってしまいました。

24歳でゴルフを始めて45年が過ぎ、遂に古希を迎えてしまいましたが、飛距離を追求するゴルフスタイルは現在に至るまで変えておらず、この先、喜寿を迎えるまで続けていきたいと思っています。

年甲斐もなく、そんな大きな夢を抱いておりますが、同伴競技者あつてのゴルフ、浪一会の皆様方には、今後ともご支援・ご協力の程よろしくお願いいたします。



関与先様の不動産案件をご紹介します。

案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

〔取扱種目〕

売却・購入の仲介

事業用収益物件

有効活用

相続不動産の対策

事業承継・M&A

財産評価サポート



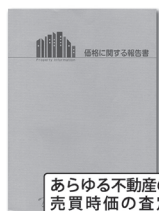
各種資料が
好評です!

〔物件調査報告書〕



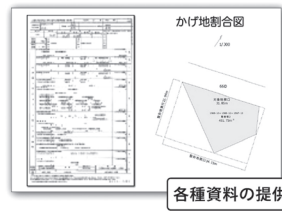
マル秘にて物件
調査報告書を作成

〔売買価格査定書〕



あらゆる不動産の
売買時価の査定

〔財産評価サポート〕



各種資料の提供

税理士先生のご紹介案件のみを取り扱う税理士業界専門の不動産会社



税理士協同組合指定会社

株式会社

日税不動産情報センター大阪支店

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11階

TEL 06-6949-4664 FAX 06-6949-4661

税理士界一筋おかげさまで40年



同 好 会 だ よ り

釣り大会

— 準会員 新見 芳弘・新見 眞優



11月12日土曜日、泉南郡岬町の海上釣り堀オーパにて行われた浪速支部の釣り同好会主催の釣り大会に父と参加させていただきました。

私が初めてこの釣り同好会の大会に参加させていただいたの

は、小学生の時です。以後、休みの日に「今日、どこに行きたい?」と聞かれれば、「釣りに行きたい!」と答えるほど釣りにはまってしまう、海上釣り堀を始め、波止場でのアジ釣りなど家族でも機会があれば釣りに行くようになりました。

さて、この日の朝方は、秋らしく風が冷たくて身を切るような寒さで、竿を持つ手も震えるほどでしたが、日が高くなるにつれ、ぽかぽかとて

もよい天気にも恵まれました。魚が釣れ始めてヒートアップしてくると、半袖でも汗が噴き出すほどの暑さです。行楽シーズンの休日だったため、前回より人も多く、釣り場は大盛り上がりでした。

13時に納竿となりましたが、父と二人で大きな鯛と特大シマアジが釣れたので、大満足です。釣れた魚たちは、帰宅してすぐ母と三枚におろし、刺身や煮付け、お味噌汁にしておいしくいただきました。(ちなみにYou Tubeで魚のおろし方を調べ、高校生になった今では鯛も一人でさばけるようになりました)

父と二人で出かけるイベントのひとつが釣りなのですが、これからも機会をいただけるならまた二人で参加させていただきたいと思います。楽しい一日をありがとうございました。



会 員 情 報

【新入会】 ようこそ浪速支部へ

鈴木 信弘	会員	東淀川支部より
川崎久美子	会員	入会
村田 公弘	会員	入会
湯川 茂樹	会員	入会
天野 利彦	会員	入会
平岩 弥樹	会員	入会
大井 幸助	会員	東支部より
新大阪総合税理士法人ミナミオフィス		入会

【転出・廃業】 お世話になりました

西田 典男	会員	業務廃止
杓水 正臣	会員	西支部へ
河村 陽輔	会員	東支部へ
榮村 健造	会員	退会(死亡)
河野 岳友	会員	沖縄会へ

【弔 事】 謹んでお悔やみ申し上げます

榮村 健造 会員 (令和4年9月18日)

青年部だより



青年部長
藤本 伸太郎

新年あけましておめでとうございます。

浪速支部会員諸先生におかれましては、平素から青年部活動並びに運営にひとかたならぬご理解・ご協力・ご支援を賜り、青年部一同、心より厚く御礼申し上げます。

令和4年9月16日(金)に道頓堀ホテルで開催されました第27回青年部定期総会におきまして、無事にすべての議案に承認をいただきまして誠にありがとうございました。

青年部活動といたしましては、12月1日に青年部機関紙の「なみせいだより第30号」を発刊いたしました。3年振りに開催することができました待望のファミレクの様子などの多くの写真が掲載されています。いかがでしたでしょうか？本年度

もドキドキの楽しいファミレクを企画したいと考えておりますので是非ともご参加の程よろしくよろしくお願い申し上げます。

12月9日にはホテルロイヤルクラシックにて意見交換会を無事に開催し、多くの会員先生方のご参加をいただき、本当にありがとうございました。

本年度も役員全員の力を結集して青年部の「アレ」に向かって邁進し、皆様と「アレ」の喜びを分かち合いたいと思いますので、どうぞ温かく見守っていただけますよう重ねてお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

近畿税理士会浪速支部青年部冬期意見交換会



会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長 1

会計事務所向けERPで、
顧問先情報の一元管理を実現。
会計事務所の機動力を強化。

特長 2

各種システムの連携で
顧問先の早期決算を実現。
自計化も支援。

特長 3

全国対応!安心して導入・運用
できる環境や業務効率化の実現
をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

●大阪支社 〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F TEL:06-6311-3690

本 会 だ よ り



本会常務理事
綱紀監察部長
榮村 聡二

新年明けましておめでとうございます。

浪速支部会員先生におかれましては、平素から本会の会務に対しまして、多大なご協力賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和4年度税理士法改正により本年4月1日から事務所設置に関する規定の取扱いが変わります。税理士業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、事務所であるかどうかの判定基準に物理的要件を用いないこととし、離れた場所における使用人等の監督義務を強化することとなりました。つまり、外部表示の要件を満たせば登録事務所以外の場所に拠点を設けることができる

こととなり、今までの二ヶ所事務所禁止規定の運用が大きく変わりました。また、離れた場所での使用人等の監督もICTを活用して監督義務を果たしていこうということです。今までと大きく変わる取扱いとなるため、会員先生におかれましてはご留意していただき、間もなく国税庁から公表されるFAQと税理士会から公表されるQ&A、さらに事務所内部管理指針を確認していただくようお願い申し上げます。

税理士制度が社会からより信頼されるように、私も構成員の一人として、少しでも貢献できるよう自身の役割を果たしていく所存です。また、本会会務に従事するなかで、支部の皆様にとって役立つ情報があれば、できる限りお伝えしていきたいと思っています。

結びにあたり、会員先生方にとって、実りある充実した年になることを心より祈念申し上げます。

スキャナを使ってデジタル化を実現

領収書がそのまま仕訳に！



会計処理が劇的に変わる！
スキャナを活用して業務の効率化を実現

会計業務専用電子ファイリングシステム

 原票会計[®]S



日本ICS株式会社

大阪本社 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 6-3-31 うえほんまちハイタウン11F TEL 06(6773)3881
東京本社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック橋本ビル 14F TEL 03(5909)3838

お問い合わせは電話でも受け付けております。お気軽にご相談ください。

0120-451-446

受付時間 [9:00~12:00 / 13:00~17:30] (土・日・祝日及び弊社休業日も継続受付)

<https://www.icsics.co.jp/>  検索

区民まつりに参加して



税金クイズ抽選会に参加して

山 口 弘

令和4年10月2日の日曜日に第48回ナニワ区民まつりが開催され、浪速納税協会が催された税金クイズ抽選会のお手伝いをしました。支部からは事前に募集した有志10名程で参加しました。ここ数年はコロナ禍で区民まつりが開催中止になっていたの、令和元年10月以来で3年ぶりとなりました。

前回以前は、公園内での会場設営のため会場および多くの豪華賞品が一目瞭然、人が人呼びあつという間に締め切り人数に苦勞せず到達していました。

今回、コロナ対策を踏まえ、浪速スポーツセンター1階（南側出入口）にて、検温・氏名記入・リストバンドを装着していただいた方の参加となっておりスポーツセンター西側の道路に沿って歩いていただき北側出入口からの入場となったことが、わかりづらく会場入り口で大きな声での勧誘、呼び込み、会場案内が必要となりました。

従来、当支部は税金クイズの問題と解答を作成し、当日はクイズ・コーナーの運営などを担当しています。クイズを通して、税金の使い道やインボイス制度など税金の意義や身近な制度を広報できる良い機会です。浪速税務署からは長井署長や松本総務課長をはじめ幹部の方が運営に参加され、支部・浪速署・納税協会の間で協力体制ができて



いることを改めて確認しました。

クイズを解答した後の抽選会では、納税協会の会員様から提供される自転車などの豪華賞品が当たることから、大変盛り上がるコーナーとして知られています。今回はスポーツセンターの多目的室を借り切って行われましたが、会場入り口の勧誘が功を奏し、たくさんの区民の方がお集まりになりました。会場内ではコロナの感染防止対策のルールがあり、お並びになる列の整理や備品の消毒などに気を使いながらの運営となりました。午前と午後でそれぞれ数百人の解答者に対応し、無事に終えることができました。

後日、納税協会が開催された区民まつり反省会に浪速税務署の方々と一緒に参加し、一層の親睦を図る機会が得られました。今後もコロナなどの支障がなく、毎年秋に区民まつりが開催されることを願っています。





新入会員ご紹介



かわ さき くみ こ
川 崎 久美子

事務所 浪速区元町1-4-22
ロアジュール難波6F605号
田中勇税理士事務所
TEL 06-6632-6381

令和4年8月に税理士登録をし、浪速支部に入会させて頂きました川崎久美子と申します。これまで、公認会計士として大手監査法人の資産運用部門で監査業務・コンサルティング業務、資産運用会社にて財務企画業務に従事しておりました。

縁があり、現在は田中税務会計事務所に勤務しております。これまでは資産運用というニッチな業界でキャリアを築いて参りましたが、よりクライアントに近い立場で、クライアントの役に立てるような仕事がしたいと考え、税理士としてのキャリアをスタートしました。税理士としての業務をスタートしたばかりで皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



ゆ かわ しげ き
湯 川 茂 樹

事務所 浪速区元町1-10-6
堤ビル
檜垣典仁税理士事務所
TEL 06-6649-0677

はじめまして、令和4年9月に税理士登録しました湯川茂樹と申します。檜垣典仁先生の事務所です。税理士としてのキャリアをスタートさせることができました。

これまでは、公認会計士として、大手監査法人に勤務し、主に監査業務に従事してまいりました。これまでの経験を活かして、税理士としてよりお客様に近いところで、経営者の方に有益なアドバ

イスができるように日々研鑽していきたいと考えています。

4年前から浪速支部の釣り大会には子供たちとともに参加しており、釣果にかかわらず参加者の方々の和気あいあいとした雰囲気にはっこりさせていただいております。また今後、皆様にお会いできる機会を楽しみにしております。

最後になりましたが、税務については実務経験が浅く、その他の点についてもまだまだ未熟者です。浪速支部の皆様にもいろいろご助力いただきたく思います。ご指導・ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



あま の とし ひこ
天 野 利 彦

事務所 浪速区難波中1-10-10
AUSビル801号
南順治税理士事務所
TEL 06-6631-3006

令和4年9月28日に税理士登録をし、浪速支部に入会させて頂くこととなりました天野利彦と申します。

浪速支部の南順治先生のもとで税理士業界の門をたたき、約12年になります。官報合格後、もう少し実務経験を積みたいと考えているうちに、コロナ禍の影響もあり少し期間があいてしまいましたが、この度税理士登録をさせて頂きました。

税理士の職務に対する責任の重さや、これまでに以上に研鑽を積みなければならない、と大変身の引き締まる思いであると同時に、諸先輩方から、また研修などで沢山のことを学ばせていただけることに大きな喜びも感じております。

何かとご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

委員会だより

支部行事報告
(令和4年8月～令和4年12月)

総務委員会

●会員数 (R4.11.30現在)

正会員 112名
税理士法人 8社
準会員 8名

●総務委員会

開催なし

●正副支部長会

R4.8.10 ホテルモントレグラスミア大阪
R4.9.28 浪速支部事務局

●署・支部懇談会

R4.9.28 浪速税務署

●支部役員会

R4.10.25 書面議決

●支部長会

R4.9.16 WEB会議
R4.10.11 WEB会議
R4.10.25 WEB会議

●本会と支部役員との連絡会議

開催なし

●支部役員と顧問・相談役との懇談会

R4.12.13 道頓堀たちばな

●第三支部連合会

R4.10.27 シェラトン都ホテル大阪

●夏季総会

R4.8.10 ホテルモントレグラスミア大阪

●浪速区民まつり

R4.10.2 浪速スポーツセンター

●日本政策金融公庫との意見交換会

R4.11.28 同公庫玉出支店

●次期役員推薦委員会

R4.11.21 浪速支部事務局

●税を考える週間行事

R4.11.16 納税表彰式
ホテルモントレグラスミア大阪

●浪速区租税教育推進協議会主催による税についての作文の表彰

支部長賞 木津中学校3年 寄川烈弥

●浪速区租税教育推進協議会主催による税に関する習字の表彰

支部長賞 栄小学校6年 松田 輝

●国税庁、浪速区租税教育推進協議会主催による税に関する作文の表彰

支部長賞 今宮高校1年 水田梨乃

●名札 (浪速税務署玄関前)

〈新調8枚〉

鈴木信弘・川崎久美子・村田公弘
湯川茂樹・天野利彦・平岩弥樹・大井幸助
新大阪総合税理士法人 ミナミオフィス

〈取外し5枚〉

西田典男・沓水正臣・河村陽輔
榮村健造・河野岳友

経理委員会

平素は支部会費納入につきまして、支部会員並びに準会員先生方のご協力に心より感謝致しております。

支部規約第45条に基づき、事業年度の中途における特例として、新しく当支部に所属された会員につきましては、所属された日の属する月から会費を徴収させていただき、転出された(退会者を含む)会員につきましては、転出された日の属する月から会費の返金を行っております。

令和4年11月30日現在、未だ会費未納の先生がおられますので、早急の下記口座へお振込下さい様お願い致します。

経理担当副支部長 山口 弘 (☎6648-5655)

※郵便振替口座

00900-5-137999 近畿税理士会浪速支部

※銀行振込口座

三菱UFJ銀行／難波駅前支店
普通預金 No. 0671209
口座名 近畿税理士会浪速支部
副支部長 山口 弘(ヤマグチヒロム)

業務対策委員会

●令和4年度書面添付制度支部担当者会議

R4.12.5 WEB会議
出席者：藤本伸太郎

情報システム委員会

●本会からの電子メール配信

本会からの電子メールで税務や研修についての最新情報を受け取ることができます。本会の

会員専用ホームページから、電子メールアドレスの登録をお願いします。

●支部ホームページ

支部ホームページにおいて、創刊号から本誌「近税なにわ」や青年部の広報誌「なみせいだより」を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

研修委員会

今年度(R4・4月～11月)もコロナの影響を受け、“会場参加型”研修会の開催が予定通りには出来ませんでした。今後も暫くコロナ禍が続くような状況から判断して、会員皆様に集まって戴いての開催は難しいかと思われます。少しでも環境改善が見えてまいりましたら令和5年1月13日(金)に開催予定の「冬季意見交換会」時に研修会を開催させて戴きます。その節には万障お繰り合わせの上ご参加の程お願い申し上げます。

会員皆様には日本税理士会連合会や近畿税理士会が提供している<オンデマンド>に接続して戴き関心のあるテーマの中から選択して、ご受講を宜しくお願い申し上げます。

・研修会

令和4年度第一回

日 時 令和4年6月3日

14時～16時

場 所 ホテルモントレグラスミア大阪

講 師 社会保険労務士 中野 瞳 先生

テーマ 「セクハラ・パワハラの注意点」

「年金等改正の留意点」

参加者数 37名

令和4年度第二回

日 時 令和4年8月10日

14時～16時

場 所 ホテルモントレグラスミア大阪

講 師 近畿税理士会常務理事

榮村聡二 先生

テーマ 「ここが変わった税理士法」

参加者数 34名

・第三支部連研修会

日 時 令和4年4月21日

14時～16時

場 所 クレオ大阪

講 師 慶応大学教授 岸 博行 先生

テーマ 「日本経済の行方」

参加者数 26名(浪速支部会員)

広報委員会

委員会活動

●R4.12.9

場 所 事務局

議 題 令和4年度第2回委員会

「近税なにわ」第65号編集・校正会議

●R5.1.1

「近税なにわ」第65号発刊

大阪・奈良税理士協同組合が発行する広報誌「HANNA 阪奈税協」の支所だよりのコーナーに浪速支所を紹介する原稿を提供し、2022年10月15日発行の第94号に掲載されました。

租税教育推進委員会

●浪速区租税教育推進協議会の実施する租税教室の講師として会員を派遣

R4.7.4 大阪市立日本橋中学校

講師 富井 瞳会員

R4.7.7 大阪市立木津中学校

講師 安井貴生会員

R4.7.13 大阪市立難波中学校

講師 前田卓哉会員

●R4.8.24 本会の「支部租税教育担当者会議」

1名参加

●R4.11.15 税を考える週間「租税教室についての意見交換会」浪速税務署との座談会

7名参加

厚生委員会

●魚釣り大会

R4.11.12 海上釣堀オーパ

参加者 26名

●浪一會 第403回

R4.8.4 飛鳥カントリークラブ

参加者 8名

優勝 東 精一 G 83 N79

2位 中野 孝治 G 96 N82

3位 柏山 行雄 G103 N82

●浪一会 第404回 支部ゴルフ併催

R4.9.1 万壽ゴルフクラブ

参加者 16名

優勝 東 精一 G 89 N71
 2位 烏野 佳子 G106 N74.8
 3位 檜垣 典仁 G104 N75.2

●浪一会 第405回

R4.10.13 アートレイクゴルフクラブ

参加者 8名

優勝 中谷 裕之 G 89 N73
 2位 中野 孝治 G 90 N77
 3位 烏野 佳子 G 95 N78

●浪一会 第406回

R4.11.1 伏尾ゴルフクラブ

参加者 9名

優勝 原 仁司 G 89 N80
 2位 柏山 行雄 G103 N82
 3位 伊藤 昌紘 G 99 N86

●浪一会 第407回

R4.12.6 太子カントリークラブ

参加者 11名

優勝 山科 和彦 G112 N81
 2位 東 精一 G 87 N84
 3位 磯部 光淳 G104 N86

●今後の行事予定

・冬季意見交換会

R5.1.13 ホテルモントレグラスミア大阪

ただし、今後の新型コロナウイルス感染の拡大次第では、開催の縮小や開催自体の再検討を行う可能性もございますので、今後の動向にご留意ください。

尚、令和5年1月13日開催を予定しております確定申告期税務相談実施要領説明会」は、現状では開催の方向で考えておりますが、感染拡大の状況を見極めて中止することもあり得ます。今後お送りします案内にご留意ください。また確定申告に当たっての資料を今回の近税なにわに同封させて頂きましたので、そちらの確認もよろしくお願い致します。

●「税理士による税の相談日」への会員派遣

浪速納税協会主催の税の相談業務に、第2・第4水曜日各1名ずつ延べ11名の会員を派遣し、従事していただいております。

(金本昌史・烏野佳子・中平浩史・宮本幸恵・櫻井正洋・野口明子・清水章・富井瞳・山本克彦・山科和彦・古川貴博各会員)

●「浪速税務署記帳指導」への会員派遣

浪速税務署の行う記帳指導に会員を派遣し、従事いただいております。

(中平浩史・田野公三・宮本幸恵・古川貴博各会員)

●「簿記教室」への会員派遣

例年実施していた浪速納税協会主催による「簿記教室」ですが、令和4年9月より6回に分けて実施しております。

●「テーマ別税法研修会」への会員派遣

例年実施されていた浪速納税協会主催による「テーマ別税法研修会」は、令和4年8月より6回に分けて実施しております。

税務支援対策委員会

令和4年度の所得税確定申告期が近づいて参りましたが、支部会員の先生方には確定申告相談業務への従事につきまして、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本年も、所得税確定申告期における無料税務相談が実施される予定ですが、前回同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため原則として支部間応援を行わない方針であると、本会から連絡を受けております。また、浪速支部での独自事業についても前回同様、整理券方式を採用することを予定しております。つきましては会員先生方には浪速支部での独自事業として令和5年2月16日・20日・27日の3日間、当事務局において令和4年分所得税確定申告無料相談会に延べ18名の先生方に従事していただくことになりました。

また、納税協会主催の決算・申告相談に14日間・延べ15名、商工会議所主催の申告相談に1日間・2名、難波ライオンズ主催の申告相談に1日間・5名の先生方に従事して頂くこととなりましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

綱紀監察委員会

我々税理士には、税理士法第1条に規定する税理士の使命及び職責から、高い品位と広く深い学識を保持しなければなりません。また、一方で税理士会には、税理士法において「税理士の品位保持に関する規定」が税理士会の会則の絶対的記載事項とされているところにより、会員の品位保持に関する事業を行い、税理士の義務の遵守の徹底と非違行為の防止を図ることが社会から求められています。

支部は、本会の目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行うことを求められています。

会員先生方には税理士関係法令等に規定される義務規定の再認識の促進及び職業倫理観の向上を図っていただき、会員の適正な業務執行に資することをお願いいたします。

近畿税理士会浪速支部の皆様へ

次の世代につなげていきたいもの、
それは、税理士どうしの助け合い

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、
昭和28年の水害以来、突然襲いかかる地震や水害等の
自然災害で被災した仲間を助ける弊社独自の制度です。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、
大きな助け合いの輪となっています。
近税グループ保険と共に、
皆様のご加入を賜りますよう、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長
江本 英仁（関東信越税理士会 会長）

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会



電話 (03)5740-0321 FAX (03)5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

1月下旬にお届けする
共済会からのお知らせも
是非ご覧ください

税理士団体保障
おしどり保障
個人年金



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902（明治35）年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

その安心で、企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年

DAIDO 大同生命保険株式会社

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

近畿税理士共済南支社/大阪府大阪市中央区難波2-2-3(御堂筋グランドビル10F)
TEL 06-6213-5901



税 務 署 だ よ り

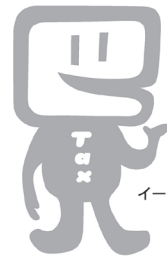
国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！

 PayPay
  d払い
  au PAY
 LINE Pay
  Pay
  amazon pay

スマホアプリ納付の
詳しい情報はここから



イーダ君

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

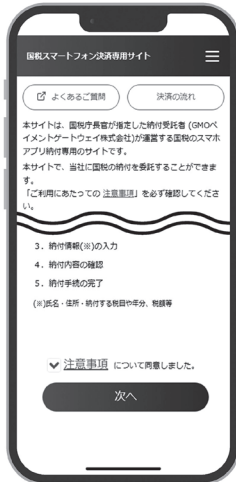
スマホアプリ納付の流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- ◎e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- ◎国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

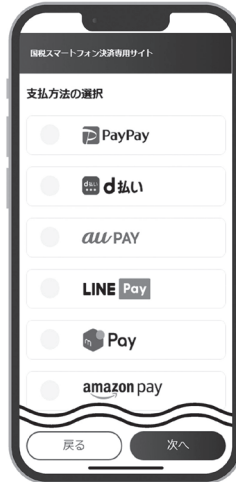
2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

2 支払方法の選択



利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップします。

3 納付情報(氏名等)の入力



画面の表示に従って、氏名や住所などを入力し、「次へ」をタップします。

4 納付情報(税額等)の入力



納付する税目や税額を入力し、「次へ」をタップします。

5 入力内容の確認、納付



入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支払い後、「納付手続の完了」画面が表示されたら手続き完了です!



ポイント

- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

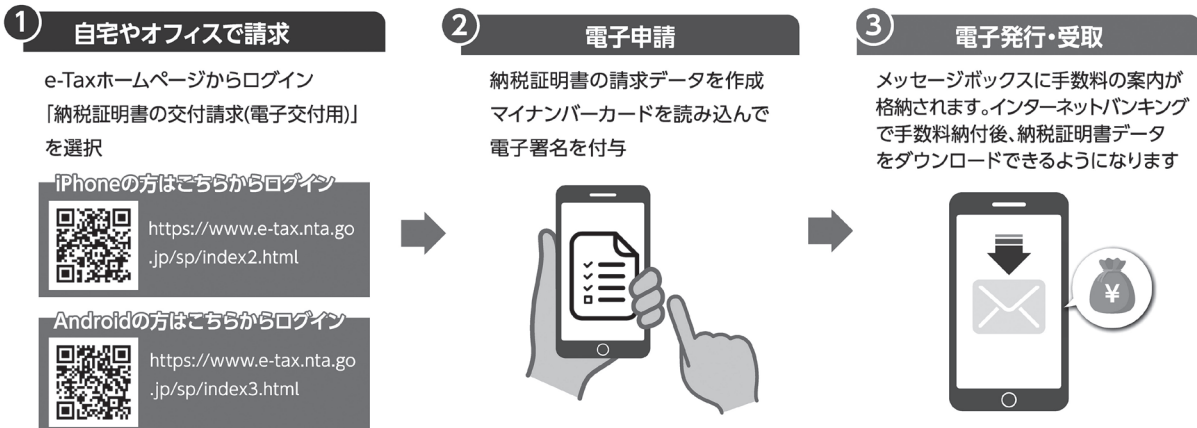


電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✓ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✓ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✓ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✓ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



.....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



自宅等で
請求データ
を作成



税務署窓口で受取
又は郵送で受取



事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

..... オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

- ### ① 自宅やオフィスで請求

 - ▶ パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
 - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)
- ### ② 税務署窓口で本人確認

 - ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
 - ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
 - ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。
- ### ③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。
1税目 1年度 1枚370円
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ### ④ 納税証明書の受取

ここからは、税務署窓口での手続です。



オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

R4.9

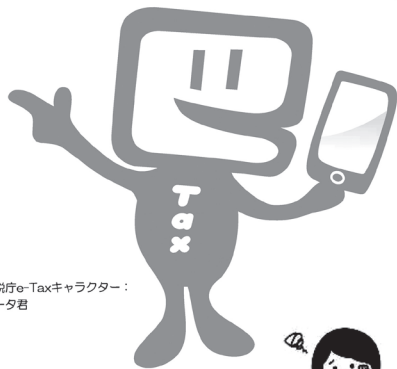
税金の納付は

簡単・便利な

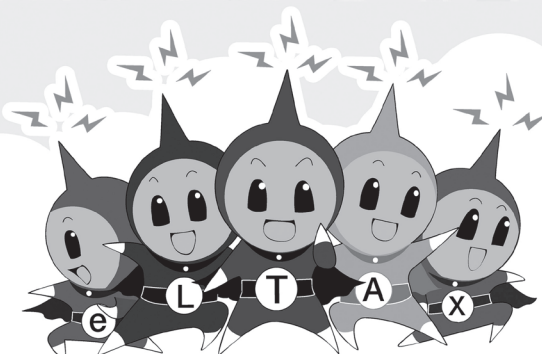
ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：
イータ君



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでは…

- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



AFTER

これからは

- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！



国税庁



総務省



地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

具体的な
手続きは
裏面へ→

1

国税の 簡単・便利な キャッシュレス納付！

国税ではダイレクト納付以外にも
便利なキャッシュレス納付を
ご用意しています。

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に
係る国税を口座引落により納付する方法です。



申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出
する必要のある方

✓ 申請手続は最初だけ！

✓ 初年度以降は自動で引き落とし！

✓ オンラインでも申請が可能！

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、
国税庁ホームページをご確認ください。

インターネット バンキング等

インターネットバンキング口座など
から納付する方法です。

✓ パソコンやスマホから簡単に納付！

※利用可能な金融機関については、
「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。

クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能
を利用して、納付受託者が運営する専用サイト
から納付受託者に納付を委託する方法です。

✓ 事前手続きは不要！

✓ 専用サイトはこちらから ▶
<https://kokuzei.noufu.jp/>



※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)



令和4年12月導入開始予定！

詳しい情報は国税庁ホームページに今後
掲載しますので、是非ご確認ください！



e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) に関する最新の情報については、
e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが
稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付！

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入
されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。



eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせ
しておりますので、ご覧ください。

ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

e-Tax 又は電子帳簿保存を行うと

65 万円の青色申告特別控除 が受けられます

令和 2 年分以後の所得税について、青色申告特別控除の適用要件が改正され、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、これまでの要件に加え、**e-Tax による申告（電子申告）**又は**電子帳簿保存**を行うことが必要になりました。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

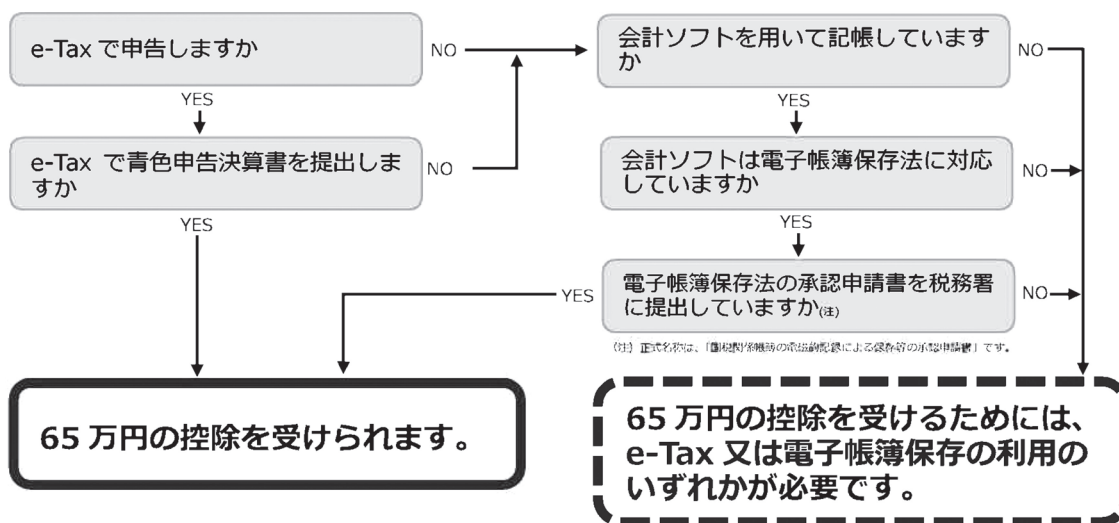
注1 還付申告の場合も翌年 3 月 15 日までに提出が必要です。

注2 損益計算書の提出は必要です。

記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳のしかたが分からない方、記帳に関する指導を希望される方に対して、日々の記帳方法から申告書の提出まで一貫した指導を行っています。
記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

65 万円の控除を受けられるかチェック！



詳細は裏面をご覧ください！

65 万円の控除を受けるためには…

以下の①又は②のいずれかが必要です。

①e-Tax を利用

65 万円の控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で送信することもできます。

- ※ 1 e-Tax のご利用の流れについては、事前に e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) の「個人でご利用の方」のページでご確認ください。
- ※ 2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書のデータを e-Tax で送信することはできないため、電子帳簿保存を利用している方以外は 65 万円の控除を受けられません。
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

②電子帳簿保存を利用

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。

65 万円の控除を受けるためには、**その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ※ 1 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ※ 2 この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前までに電子帳簿保存に係る承認申請書を税務署に提出する必要があります。
そのため、**令和 3 年分の所得税確定申告**において 65 万円の控除を受けるためには、**令和 2 年 9 月 30 日までに承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている必要があります。**

(参考) 電子帳簿保存法が改正されました。

令和 3 年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、**令和 4 年 1 月 1 日以後**に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65 万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件(注)を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、**法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出**することが必要となります。

(注) 優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

- ※ **令和 4 年分の所得税確定申告**から 65 万円の控除を受ける方は、令和 5 年 3 月 15 日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。

詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。

Q e-Tax

検索

Q 国税庁 電子帳簿保存関係

検索



マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費...

1年間分の情報
が取得可能に！

NEW



ふるさと納税

公的年金等の
源泉徴収票

NEW

国民年金保険料

NEW

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

今後とも順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など

！ マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの
「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。



！ ご利用いただくためには、事前設定が必要です。
事前設定については、裏面をご参照ください。

！ 証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応して
いる必要があります。発行主体の一覧はこちら。
(発行主体の一覧は随時更新してまいります。)



～マイナポータル連携の事前設定等～

マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、
マイナンバーカードが必要です。



マイナンバーカードの
交付申請はこちら

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!



- ① コンビニで
各種証明書が
取得可能
- ② 本人確認
書類として
使用可能
- ③ 健康保険証と
一体化
- ④ 新型コロナワクチン
接種証明書が
取得可能
- ⑤ 運転免許証と
一体化予定
(令和6年度末)

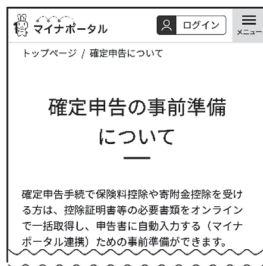


マイナポイント
事業の詳細は
こちら

事前設定の専用ページ（マイナポータル）にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、
画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する
専用ページを開設していますので、ぜひご利用ください。

スマートフォン画面



パソコン画面



マイナポータル連携 事前準備



マイナポータル
連携の事前設定
ページはこちら

- ！ 事前設定には、以下のものがが必要です。
- ・マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダー)



- ！ 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得
できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もっての
設定をお願いいたします。

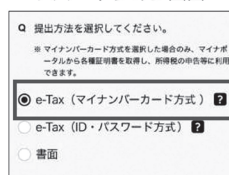
確定申告書等の作成

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー
はこちら

スマートフォン画面



パソコン画面



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。



国税庁 法人番号7000012050002

R4.8

税理士(法人)事務所・関与先繁栄のパートナー！
仕事やプライベートに使って便利な組合員特典！

提携企業をご利用ください！



税理士業務関連

報酬自動支払制度・OA機器・
オフィス家具・印鑑・ゴム印・名刺・
書類溶解処理 など



不動産業務関連

売買・増改築・リフォーム・仲介・
鑑定・評価 など



共済・損害保険関連

小規模企業共済・セーフティ共済・
火災保険・自動車保険・
旅行保険 など



生活関連

宝飾品・衣料品・生活雑貨・
セキュリティ・葬儀請負・
人間ドック・PET検診 など



レクリエーション関連

国内外バックツアー・
温泉旅館宿泊・
観劇チケット など



ゴルフ関連

ゴルフアース保険・ゴルフ会員権売買・
プレー料金の割引



カーライフ関連

カーリース・中古車査定買取・
自動車保険



web販売

書籍・電化製品・筆記用具 など



その他

クレジットカード・ローン・資格取得・
太陽光発電設置工事 など



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F) TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800 URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう...

月額**20万円**まで
掛けることができます!

1 加入し、掛金を積み
立てておけば...

回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)

2 「取引先の倒産」と
「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金(必要経費)算入できます。

3 当面の資金繰りに
役立ち、自社と社
員を守れます。



経営者ご自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんな
ものがあるのかな...

共同経営者も
加入できます!

1 加入し、掛金を毎月
積み立てておけば...

2 将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金
をお受け取りいただけます。

3 現役引退後の
安心した生活設
計が図れます。

税 控 除	⑪
社会保険料控除	⑫
小規模企業共済等掛金控除	⑬
生命保険料控除	⑭

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)

★60歳以上の経営者の方も加入できます。

制度運営機関:独立行政法人中小企業基盤整備機構

さらに詳しい内容については下記にお問い合わせください

近畿税理士会 全国税理士共栄会 指定代理店
大阪・奈良税理士協同組合
株式会社 日税サービス
NICHIZEI GROUP

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目4番3号ACN天満橋ビル5階
TEL 06-4794-0071 FAX 06-4794-0077

その他取り扱い商品

- 全国税理士共栄会
 - 団体所得補償保険
 - 新・団体医療保険
 - 団体長期障害所得補償保険
 - 経営者保険総合プラン
- その他生損保
 - 生活障害保険・変額保険など
 - 各種損害保険

- 近畿税理士会
 - 団体総合生活保険
 - 団体テナント総合保険
- 大阪・奈良税理士協同組合
 - 中小企業退職金共済
 - ゴルフ保険
 - 集団火災保険
 - 集団自動車保険

PHOTO

支所だより (東大阪・浪速)



浪速支所
支所長 原 仁司

浪速支所は、大阪府のほぼ中央にある大阪市内の中で市内24区の真ん中に位置する浪速区を区域として活動しています。100名余りの組合員及び賛助会員で構成されています。

なにわのシンボルである「通天閣」を擁し、福むすめで有名な十日戎で賑わう今宮戎神社、民営の卸売市場としては全国有数の取り扱い実績を誇る大阪本津卸売市場、若者達があふれる日本橋オタロードがあるなど活気に満ちた地域で活動しています。



当支所では、従来、阪奈税協より交付されています事業推進費や研修会補助金などを支部との共催事業を中心に活用させていただ

ており、特に研修会の充実に努めてきました。しかしながら、昨今は、コロナ禍のために活動が大きく制限されており、事業の積極的な推進に厳しい状況が続いています。

そこで、コロナ禍以降においては、近年猛威を振るう自然災害や地震に備えるための防災・減災用品をまとめた非常持出袋の配付やコロナ禍における感染拡大防止のための検査用品、消毒用薬剤の配付に交付金を使わせていただきました。

今後は支所内におきまして従来にも増して組合事業の周知と理解を進め、さらなる事業の活性化に努めたいと考えています。

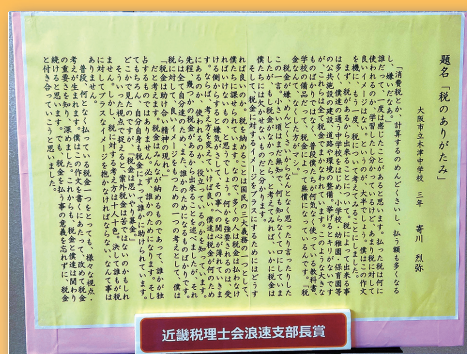


HANNA ZEKIYO Vol.64 13

HANNA 2022年10月号



顧問・相談役と支部役員との懇談会



税についての作文 支部長賞



中学生の税についての作文

浪速区租税教育推進協議会

当協議会は、次世代を担う児童、生徒の皆さんに、税に関する関心を深めていただくとともに、税の意義や役割を正しく理解していただくため、

- ①租税教室の開催及び講師派遣
- ②中学生及び高校生への税に関する作文募集及び表彰
- ③小学生の税に関する習字等募集及び表彰
- ④税務署見学、職場体験学習の実施

など様々な活動に取り組んでいます。

今後とも、租税教育の更なる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

浪速区租税教育推進協議会 会長 浪速税務署長

代表機関	代表者	代表者名
浪速区	区長	大塚 正人
浪速区議会	議長	大塚 正人
浪速区民会	会長	大塚 正人
浪速区民会	会長	大塚 正人
浪速区民会	会長	大塚 正人
浪速区民会	会長	大塚 正人

浪速区租税教育推進協議会



岩崎先生のご子息

編集後記

あけましておめでとうございます。昨年の流行語大賞は、「村神様」。サッカーW杯が、もう少し早く開催されていたら「ブラボー」も大賞に近づいたかもしれませんね。PK戦までもつれたクロアチアとの試合、日本代表チーム惜しかった、勝利まであと一歩でした。サッカー好きとしては、もう4年後が楽しみです。コロナウイルスと共生してはや3年。

行動制限も解除され、今回お届けする「近税なにわ」にも、区民まつりでの税金クイズの様子や厚生事業でのゴルフや魚釣りなど賑やかになってきました。次回の「近税なにわ」では、ますます会員の皆様やご家族の皆様の、笑顔一杯あふれた誌面になることを楽しみにしております。また、ご寄稿もお待ちしております。

(西本 毅)